

令和元年第10回教育委員会定例会
(5月28日開会)

台東区教育委員会

日 時 令和元年5月28日(火)午後1時35分から午後3時09分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀

出席者

務 局 次 長	酒井 まり
庶 務 課 長	小澤 隆
学 務 課 長	福田 兼一
児 童 保 育 課 長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指 導 課 長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 議案審議

- 第21号議案 令和元年度東京都台東区一般会計補正予算(第2回)における教育費関係計上予定案の意見聴取について
- 第22号議案 根岸小学校及び根岸幼稚園大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第23号議案 根岸小学校及び根岸幼稚園大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第24号議案 根岸小学校及び根岸幼稚園大規模改修給排水等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第25号議案 東浅草小学校及び東浅草こどもクラブ大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第26号議案 東浅草小学校及び東浅草こどもクラブ大規模改修電気設備工事請負契

約の締結についての意見聴取について

第27号議案 東浅草小学校及び東浅草こどもクラブ大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について

第28号議案 坂本保育園大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取について

第29号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課

ア 認可保育所の開設について

イ 東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について

(2) 放課後対策担当

ウ 北上野こどもクラブ運営事業者の選定について

エ 東京都台東区立児童館の指定管理者の選定について

(3) 生涯学習課

オ 台東区文化財保護審議会委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 児童保育課

イ 平成31年4月保育所等入所状況について

(3) 放課後対策担当

ウ 平成31年4月放課後対策事業の利用状況について

(4) 中央図書館

エ 台東区子供読書活動推進計画(第四期)の策定について

3 その他

午後1時35分 開会

矢下教育長 ただいまから、令和元年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第1、議案審議の第21号議案、日程第2、教育長報告の協議事項、児童保育課のア及びイ、放課後対策担当のウ及びエ、教育長報告の報告事項、児童保育課のイ、放課後対策担当のウ、中央図書館のエについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われま

す。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

日程第1 議案審議

第22号議案、第23号議案、第24号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。各議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第22号議案を議題といたします。なお、関連する第23号議案及び第24号案についても、一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第22号議案から第24号議案まで、3議案一括してご説明させていただきます。

まず第22号議案、根岸小学校及び根岸幼稚園大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取につきまして、ご説明させていただきます。

本議案は、第2回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。契約の方法は制限付一般競争入札。契約金額は11億9,317万円。契約の相手方はナカノフドー・大雄・丸運特定建設工事共同企業体でございます。教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第23号議案、根岸小学校及び根岸幼稚園大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取につきまして、ご説明をさせていただきます。本議案も第2回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。契約の方法は制限付一般競争入札。契約金額は4億4,550万円。契約の相手方は、山美津・森本特定建設工事共同企業体でございます。教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第24号議案、根岸小学校及び根岸幼稚園大規模改修給排水等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について、ご説明させていただきます。本議案も第2回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。契約の方法は制限付一般競争入札。契約金額は5億9,015万円、契約の相手方は、ヤマト・暁飯島・浅草特定建設工事共同企業体でございます。教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。以上3議案につきまして、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 この制限付一般競争入札というのは、区内の業者さんという制約がついているという理解でよろしいでしょうか。

庶務課長 制限付一般競争入札につきましては、まず、一般競争入札は、発注の内容を示して、入札の参加を希望するものが競争入札という形になりますが、垣内委員からご質問のありました制限付は、入札に参加する希望者に対して、資格要件を定めて入札をするというものでございます。

具体的には、例えば先ほど説明の中にもありました、特定建設工事共同企業体で構成していただいたところに入札をいただくとか、実際に委員からご指摘がありました、構成員として、台東区内の業者を入れるとか、あるいは、構成員の代表構成員ではなく、もう一方の構成員は台東区内の業者に限定するだとか、さまざまな条件を付しまして、制限付一般競争入札を行ったということで、今回は3議案とも台東区内の業者が、結果的に落札をしたという形になっております。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

これより、採決いたします。第22号議案、第23号議案及び第24号議案については、いずれも原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、第22号議案、第23号議案及び第24号議案については、原案どおり決定いたしました。

第25号議案、第26号議案、第27号議案

矢下教育長 次に、第25号議案を議題といたします。なお、関連する第26号議案及び第27号議案についても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第25号議案から第27号議案まで、3議案一括してご説明をさせていただきます。

まず、第25号議案、東浅草小学校及び東浅草こどもクラブ大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取につきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案は、第2回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。契約の方法は制限付一般競争入札。契約金額は、8億2,500万円。契約の相手方は、大雄・三ツ目特定建設工事共同企業体でございます。教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第26号議案、東浅草小学校及び東浅草こどもクラブ大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取につきまして、ご説明させていただきます。本議案も、第2回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。契約の方法は制限付一般競争入札後の随意契約。契約金額は2億5,630万円。契約の相手方は、テーク・森本特定建設工事共同企業体でございます。教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第27号議案、東浅草小学校及び東浅草こどもクラブ大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について、ご説明させていただきます。本議案も、第2回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。契約の方法は制限付一般競争入札。契約金額は、2億9,700万円。契約の相手方は、當木・小林特定建設工事共同企業体でございます。教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。以上3議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 先ほど、根岸小学校及び根岸幼稚園のほうは、工事請負・電気設備・給排水等の三種類だったのですが、今回の東浅草小学校こどもクラブの場合は大規模改修工事と電気設備工事と空調等についての工事になっていまして、給排水は根岸小のほうはあって、東浅草小学校ではないのか。それともこの「等」の文字の中に含まれるのか、そのあたりをお教えいただけますでしょうか。

庶務課長 高森委員がおっしゃったように、両方に、それぞれ、空調と給排水は含まれております。ただ、契約の名称としてはこういう形になったということでございます。

高森委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

これより、採決いたします。第25号議案、第26号議案及び第27号議案については、いずれも原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、第25号議案、第26号議案及び第27号議案については、いずれも原案どおり決定いたしました。

第28号議案

矢下教育長 次に、第28号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 坂本保育園大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取につきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案は、第2回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。契約の方法は制限付一般競争入札。契約金額は、1億6,203万円。契約の相手方は、だいやす建設株式会社でございます。教育委員会の意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

これより、採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、提案どおり決定いたしました。

第29号議案

矢下教育長 次に、第29号議案を議題といたします。放課後対策担当課長、説明をお願いします。

放課後対策担当課長 第29号議案東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明をいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会への提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより、提出するものでございます。

本条例は、平成31年3月29日付で、厚生労働省より公布されました、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行を受け、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を一部改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第10条第3項、「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、」の後、「都道府県知事」のところを、「都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」に改めます。

放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者などであって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされております。平成31年度から、都道府県知事に加え、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できるようになったことによる改正でございます。また、付則の第2項、職員の経過措置において、改元に伴う元号の表記を改めます。本条例は、公布の日からの施行です。

それでは、議案のほうにお戻りいただきまして、教育委員会の意見として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 この、指定都市の長が行う研修が追加されたことによって、可能性が広がるということでしょうか。実態としては、かなりこの政令指定都市の長が行う研修というのが増えるとか、たくさんあるとか、そういう実態があるのでしょうか。

放課後対策担当課長 今までは、都道府県知事のみが行うことができたのですが、同じ内容の資格認定研修を指定都市の長も、今は行っていないのですが、これから開催できるようになります。つまり、受講する研修の機会が増えるということでございます。

垣内委員 結構コストもかかると思うのですけれども、現実として増えるということなのでしょうか。機会としては。

放課後対策担当課長 機会は増えることになります。受講する方にとっては、近くのところを受けることができるようになるというような形でございます。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

これより、採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、提案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(3) 生涯学習課 オ

矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

生涯学習課のオについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、台東区文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、ご説明申し上げます。資料の5をご覧ください。

台東区文化財保護審議会の委員につきましては、平成30年3月31日付で2名の委員が退任されました。そのうち、1名の方は後任委員が選任されておりました。この度、文化財保護審議会の委員から、適任者として、浅草寺法善院住職の塩入亮乗先生のご推挙をいただきました。塩入先生におかれましては、浅草寺法善院住職並びに、大正大学非常勤講師を務められており、仏教行事などの民俗学に造詣が深くいらっしゃいます。そこで、塩入先生を、この度文化財保護審議会委員として委嘱するものでございます。委嘱期間は令和元年6月1日から令和2年3月31日まででございます。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、生涯学習課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

1 報告事項

(3) 庶務課 ア

矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての、本年4月分についてのご報告をさせていただきます。

まず、学務課取扱分1件でございます。小学校の合併についてということで、少子化と合理化のため、東浅草小学校と石浜小学校を合併してはどうかというご提言でございます。

続きまして、児童保育課取扱分1件でございます。認可外保育園閉園に関する救済措置実施のお願いについてでございます。認可外保育園に預けて働いているが、本年3月に急きょ、8月末での閉園が通告され、区役所へ相談したところ、新年度募集は締め切りとなり、欠員を待って下さいと言われたということで、そもそも認可外は管轄外との回答があり、認可外へ行かざるを得ないという保育園数にも問題があり、自分のような場合には救済措置を考慮していただけないかというふうな内容のご要望でございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。放課後対策担当取扱分2件でございます。まず、1件目でございますが、学童保育利用者の条件見直しについてということで、子供の小学校入学を機に、妻が週5日の仕事を始める予定だが、親の介護も行っているため、妻が帰宅するまでの間、学童保育を利用したいと相談したところ、午後の労働時間が短いということで利用資格がないと言われた。家庭の事情に即した行政の支援体制が伴っていないので見直しをしていただけないかというご要望でございます。

放課後対策、もう1件でございます。学童クラブについてでございますが、お世話になっていた学童保育の先生がお辞めになり、昨年も複数お辞めになっているということで、原因を調べてほしいということと、辞めることを事前に知らせてもらえれば、挨拶することもできるので改善していただけないかというご要望でございます。

続きまして、スポーツ振興課取扱分1件でございます。トレーニング室の利用料金についてで、混雑しているのので、区民優先となるように区外利用者の利用料金を上げて欲しいという内容のご要望でございます。

最後、中央図書館取扱分2件でございます。まず、1件目でございますが、中央図書館についてということで、郷土資料室の地図コーナーで、スタッフのレファレンスの声がうるさいということと、図書館全体で、持ち込みのノートパソコンが使えるようにして欲しいというご要望でございます。

もう1点でございます。図書館の本の貸し出しについてということで、4月より台東区以外の本を受け取る際には1冊1冊署名が必要になったと。10冊借りた場合には10回の署名をする必要があるということで、非常に負担になっているということの中で、負担をかけるようなことはしないで欲しいというご要望でございました。

それぞれのご要望につきまして、回答を要する案件につきましては、それぞれ記載のとおりのお返事をさせていただいたところでございます。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の4月分の対応については、以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

樋口委員 一番最後の図書館の本の貸し出しの現状についてですけれども、これについてももう少し詳しくお願いいたします。

中央図書館長 今回の問題については、1冊につき1枚、ご記入をお願いしておりますので、10冊借りる場合は10枚の紙をお書きいただいているということでございます。

こちらにつきましては、相互貸借という制度でございまして、他区から借りる資料につきましては、汚れ等のトラブルが結構ありましたので、この4月から、1冊1冊についてご確認いただいて、汚れの状況を見た上でという形をとったということで、こういった署名をいただいたものでございます。ただ、実際には、他区から届くタイミングも1冊1冊、いっぺんには来ないので、バラバラに署名をとっているといった経緯がございます。

樋口委員 無理なことを言っているなという感じがしますね。

高森委員 1点目は、この児童保育課取扱分の認可外保育園の閉園に関するご相談です。ここは認可外ですから、教育委員会の管轄外ということで取扱しないところだったのでしょうけれど、このような状況になっているのはこの区長への手紙を書かれた方だけではないと思うのです。ほかにこういったことで対応したケースはございますか。

児童保育課長 今年度になってから、当該ご意見の園とは別の施設ですが、施設側から閉園を検討しているというふうなお話がありまして、認可外なものですから、特に区に対して手続き的なものはないのですけれども、やはりその在園児が今後どうなるのか心配なので、区の認可保育所等の申請などのご案内はどのような形になるのかということで、施設側が相談にいらしたケースというのはございます。

高森委員 恐らく、この認可外保育園のことについてはお一人だけじゃないと思います。

児童保育課長 この施設で言いますと、実際にお困りになっているのはこのご意見をいただいた方だけという状況でございました。

高森委員 ほかに同じような事例があった場合は、人数的にはそれほど多くの対象者はいなかったということでしょうか。

児童保育課長 相談のときに具体的にこういう方がいらっしゃるということで、施設のほうから名簿ではないですけど、そのようなものを見せられたことはあるのですが、規模自体が認可外で大きい園というのは、区内には余りないので、基本的には少人数の園という形になります。

高森委員 適切に対応していただいているということですね。

もう1点、今度は裏面の、放課後対策担当取扱分の、学童保育の利用者の件ですけれども、御意見を寄せられた方は、午前中はタイトに仕事されているのだと思います。午後の時間帯が少ないという理由で要望されていますけれども、回答の文章はこどもクラブの利用に対する対象外になってしまっているような表現ですが、3段落目の就労以外の理由について、例えば介護というのがありますが、この場合は介護の理由でこどもクラブを利用することはできないのでしょうか。

放課後対策担当課長 就労以外で介護・看護・疾病等を理由とする場合にも、診断書等を見せていただいて、その内容によりまして、利用の対象にすることは可能かと思えます。

高森委員 要旨を拝見させていただきますと、親の介護を行っているとおるので、もし

かしたらこの方が申請をこれからするかもしれない、その場合は対象になるかもしれないということでしょうか。

放課後対策担当課長 個々のいろいろな状況をお伺いして、対象になるかどうか判断をさせていただきます。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方は、ご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

日程第1 議案審議

第21号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議の第21号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第21号議案、令和元年度東京都台東区一般会計補正予算(第2回)における教育費関係計上予定案の意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

本案は、第2回区議会定例会に付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、次のページが内訳書でございます。今回の補正は、歳入について、総額1億6,754万1,000円、歳出については、総額2億2,738万5,000円のそれぞれ増額でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、資料のほうでご説明させていただきます。

歳入の内訳をご説明させていただきます。今回の補正は、幼児教育・保育の無償化に伴うものが主な要因でございます。まず、負担金では、保育費が1億2,286万1,000円の減額となっております。次に、使用料では、幼稚園保育料が1,788万円、こども園保育料が2,770万1,000円、保育所保育料が7,081万6,000円それぞれ減額となっております。次に、国庫負担金では、子育てのための施設等利用給付費が1億225万9,000円新たに計上し、子どものための教育・保育・給付費が1億2,333万2,000円増額となっております。次に、国庫補助金では、幼稚園就園奨励費が992万2,000円減額となっております。次に、都負担金では、子育てのための施設等利用給付費が4,600万2,000円、子どものための教育・保育・給付費が6,166万6,000円、それぞれ増額となっております。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。都の補助金では、私立幼稚園費が321万

9,000円減額となっており、認可外保育施設利用支援事業費が2,642万4,000円、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費が2,104万1,000円、子ども・子育て支援事業費が712万8,000円それぞれ増額となっております。

次に、雑入では、賄収入で、こども園が653万4,000円、保育所が3,715万6,000円新たに計上しております。

続きまして、利用料収入でございますが、保育所が1,161万8,000円減額となっております。雑入では、講習会等参加費が1万6,000円増額となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。歳出の内訳をご説明させていただきます。まず教育総務費では子育てのための施設等利用給付を、庶務課が1億5,604万6,000円、学務課が901万8,000円、児童保育課が1億432万2,000円、それぞれ新たに計上しております。幼児教育、保育の無償化事務についても、庶務課が267万3,000円、学務課が92万4,000円、児童保育課が353万1,000円、それぞれ新たに計上しております。

続きまして、幼稚園費でございますが、私立幼稚園就園奨励が4,899万7,000円、保護者負担軽減が52万4,000円、護者補助が3,132万5,000円、それぞれ減額となっております。私立幼稚園施設型給付が428万9,000円増額となっており、私立幼稚園共有人材確保が590万4,000円、教材等援助が359万1,000円、それぞれ新たに計上しております。

1枚おめくりおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。児童保育費では、地域型保育給付が593万8,000円増額となり、認証保育所保育料助成が1,679万2,000円減額となっております。保育所運営が紙おむつ処理に係る経費を225万6,000円増額となっております。放課後子供教室実施準備といたしまして、庶務課が401万4,000円、児童保育課が17万8,000円それぞれ新たに計上をしております。続きまして、こども園費でございますが、こども園施設型給付が974万3,000円、石浜橋場こども園管理運営が紙おむつの処理に係る経費を11万5,000円増額となっております。また、寿こども園管理運営、たいとうこども園管理運営が、それぞれ221万4,000円増額となっております。

次に社会教育費では、（仮称）台東区民カレッジに要する経費を43万8,000円新たに計上しております。

最後でございますが、5ページをご覧ください。生涯学習センター管理運営が、受動喫煙防止対策工事に係る経費を315万8,000円増額となっております。

次に、社会体育費では、幼児運動教室が、161万6,000円、障害者スポーツ普及促進が284万1,000円それぞれ増額となっております。

恐れ入りますが、議案のほうの第21号議案の裏面のほうにお戻りいただきたいと存じます。教育委員会の意見案といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 5ページ目の社会体育費のスポーツ振興課の幼児運動教室ですけれども、これ、この柳北スポーツプラザにおける幼児運動教室2件に要するというを書いてありますが、ここに参加した幼児だけにこの費用が適用されるということですか。台東区の子供たちをここにという話ではないのですね。

スポーツ振興課長 現在、幼児運動教室をリバーサイドスポーツセンターとたなかスポーツプラザの2か所でやってございまして、それを1か所、柳北でもやるという、拡大するというものでございます。

詳細につきましては、次回の教育委員会のほうでご報告させていただきます。

樋口委員 じゃあ一律、たなかにしても、リバーサイドにしても補助が出ているということですか。

スポーツ振興課長 事業自体を教育委員会のほうで、幼児運動教室としてやるというものでございます。

樋口委員 わかりました。

垣内委員 この、幼児教育・保育の無償化に関連する、台東区の負担分というのですか、だいたいいくらくらいなのでしょう。詳細を計算していけばわかるのかもしれないのですが。歳入が減って、歳出の分が、かなり国と都がお金を出していると思いますが、10分の10だけではないと思うので、教えていただけますか。

児童保育課長 今回の補正予算で、台東区全体として、障害児の児童発達支援の無償化分などもございまして、それらを合わせますと、今回の補正予算では、総額で歳入が3億7,205万7,000円の増で、歳出が、2億1,349万9,000円の増という形になっております。

これは、今回の補正予算で、歳入と歳出の合計したものという形になります。

実際、初年度につきましては、事務費等も10分の10で国のほうが負担するというようなことがございまして、今年度の補正についてはそのような形になっております。

庶務課長 今、児童保育課長からご説明させていただいたとおり、今年度10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。今年度分については、全額公費で負担をするということで決められておりますが、予算計上の段階では、国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1を予算計上するというので今回計上させていただき、執行額が全額確定した段階で、別途国のほうからその部分が補填をされるということになっております。令和2年度以降につきましては、国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1を負担していくということで、区が4分の1負担が生じてくるという形になります。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより、採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、第21号議案については、原案どおり決定いたし

ました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課 アイ

矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項、児童保育ア及びイについて、児童保育課長、説明をお願いいたします。

児童保育課長 それでは、協議事項、児童保育課のア、認可保育所の開設について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

認可保育所の整備につきましては、保育需要の増加に対応するため、通年公募を実施しているところですが、今回は1件の提案について、今後開設に向けて進めてまいりたいと考えております。

まず、項番1、公募による提案の概要です。認可保育所（仮称）日生御徒町保育園ひびきでございます。開設予定日は、令和2年4月1日、所在地は、東上野1丁目11番13号となります。定員は0歳から5歳で、60名を予定しております。構造、延床面積は、資料のとおりです。運営事業者は、ミアヘルサ株式会社で、都内で認可保育所を15園、認証保育所を1園、近隣県で認可保育所を6園運営している事業者です。

項番2、提案の審査です。（1）審査日は令和元年5月22日で行いました。（2）審査方法です。区内に比較できる同様の種類の施設が存在するから、良好な運営をしているとされる他の施設を参考として、同水準であればそれを標準点とし、標準点以上であれば選定することといたしました。（3）審査員につきましては、資料のとおりです。

恐れ入ります。資料の2ページをご覧ください。（4）審査結果でございます。得点については、表のとおりで、標準点を超過しており、選定をいたしました。

項番3、今後のスケジュールです。来月に開催される区議会第2回定例会子育て若者支援特別委員会においてご報告する予定でございます。

協議事項の説明は以上でございます。ご協議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、協議事項のイ、東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

本件は、今年度末で指定期間が満了となります。台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について、ご協議いただくものでございます。

項番1の対象施設でございます。本施設は、記載のとおりでございますが、台東保健所の1階及び2階にございまして、事業内容等は、資料に記載のとおりでございます。次に、項番2、現在の指定管理者は、社会福祉法人康保会で、平成17年度から本園の指定管理者となっております。項番3、次期指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、項番4、次期指定管理者の選定でございます。(1)選定方法でございますが、台東区指定管理者制度運用指針3(3)に規定する継続の場合の特例を適用し、現行の指定管理者を公募によらず選定することといたします。運営指針の抜粋を資料に添付してございますので、後ほどご確認いただければと存じます。(2)公募によらない選定の理由でございます。1点目は、保護者が安心して子育てができるよう、個々の事情に配慮した支援を行うとともに、保護者との信頼関係を築くなど、保育の充実と質の向上が図られていること。2点目といたしまして、安全安心な保育環境の提供のため、情報の収集やマニュアルの改訂、施設の安全点検など体系的な取り組みが実践されていること。3点目といたしまして、平成30年度に受審した第三者評価において適正な運営が確認できていること。また、利用者へのアンケート調査においても、運営全般に対し非常に高い支持が得られ、施設の運営が良好であることでございます。

資料の2ページをご覧ください。(3)の選手続きでございます。外部の有識者と区職員で構成される審査会を設置し、事業計画に基づき、管理水準やサービス向上への取り組みなど、指定管理者としての適正を判定いたします。の審査会の構成及び審査基準につきましては、資料のとおりでございます。

最後に項番5、今後のスケジュールでございます。明日の政策会議での審議後、来月開催される区議会第2回定例会、子育て・若者支援特別委員会にご報告いたします。その後、8月までに、指定管理者指定申請書を受審し、9月・10月にかけて、2回の審査会を経て、指定管理者候補者を決定いたします。その後、第4回区議会定例会に指定管理者指定の議案を提出する予定とさせていただきます。

来年4月には、指定管理者との協定を締結する予定でございます。

協議事項の説明は以上でございます。本件につきましても、ご協議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは、児童保育課のア、認可保育所の開設について、何かご質問はございませんか。

樋口委員 1点感想です。標準点における差についてですが、収支計画と熱意・積極性のところが、特に収支計画が相当下回っているというのは、これは大丈夫なのでしょう。全部足せばプラスになるのですが、そこら辺が一番重要なところだと思います。

児童保育課長 収支計画につきましては、事前の書類での審査と、当日、ヒアリングでの審査ということで、審査の得点の項目が分かれておまして、今回事前に出していただいた収支計画の中で、人件費、保育士等の人件費が昇給があまり想定されていないと見受けられるような収支計画を出してきたということがございます。ヒアリングにつきまして、そこについて、事業者の考えを再度確認させていただいて、結果としては、事業者は昇給を全然否定するものではないのですが、その収支計画の中では、公定価格の伸びが不明な段階で、余り明確に伸ばすということもできないというような事情もお話されていたので、その収支計画については、改めてより現実的な物をお出しいただくということで、

審査会の中ではそういった流れにはなったところでございます。

樋口委員　そしてあと、積極性の満点というのは何点でしょうか。

児童保育課長　熱意・積極性は、標準点18点ということで、各委員に5段階評価で点数評価をしてもらうのですが、標準点が、そうなると、5段階だと真ん中で3点で、委員が6人でございますので、3点かける6点で18点というところでございます。なので、点数的には、最高、行くとする、30点までは行く配点ではあるのですが、今回このような評価になったのは、プレゼンテーションの中で、事業者がうまく熱意積極性をうまくあらわすことができないというような状況がありまして、結果としてこのような点数にはなったというところでございます。

高森委員　同じ審査結果の欄で、開設場所における施設の必要性というのは、こういった審査内容なのでしょうか。

児童保育課長　本区における、保育所の地域ごとのニーズというのがありまして、これまでもそのお話はさせていただきましたように、やはり区は、南部地域がニーズが高いという状況がございます。そういったことを踏まえ、今回の開設場所が、区の南部の地域からも通いやすいということがありまして、やはり位置的にいい位置であると。なおかつ、この提案は、その駅から近いということで、そういった保護者の利便性を考えると、この場所でやることに対する必要性というか評価が、この点数にあらわれたというところでございます。

高森委員　立地条件ですね。でも逆にいうと、これは事業者の審査内容というよりも、その環境が整っているかどうか、そこを選べたかどうかの運が大きいかなという気もするのです。つまり、その場所を確保することができたということの評価なのだと思います。事業者そのものの運営の実績に対する審査ではないかなという気はするのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

児童保育課長　確かに、実際保育の内容とは別の話になるかと思うんですけども、この提案については、あくまで物件込みの提案という事になりますので、その場所に不動産が確保できたという事は、やはり一定の評価をしなければいけないものかなというところでございます。

高森委員　わかりました。

矢下教育長　よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長　次に児童保育課のイについて、指定管理者の選定のイについて、何かご質問はございませんか。

垣内委員　これは令和2年からということなので、無償化が実施されたときですよ。これ、指定管理料とかは発生しないのですか。

児童保育課長　まず、この施設は0から2歳児が対象になるので、無償化の影響が現状と比較してほばない施設という形になりますので、特にその指定管理料等に何等かの影響が

出るという想定はしておりません。

垣内委員 指定管理料はお支払いされる。

児童保育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。この施設の場合、指定管理料を、通常の認可保育所で行われるその公定価格ですとか、区のいろいろな独自の加算を認可保育所に実施はしているのですが、それと同程度の金額を指定管理料としてお支払いをさせていただいているので、その公定価格が、今、毎年徐々に上がっていくような形になっておりますので、基本的にはそれと同じような流れの指定管理料をお支払いしているという形になります。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、児童保育課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 放課後対策担当 ウエ

矢下教育長 次に、放課後対策担当のウ及びエについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

放課後対策担当課長 それでは、北上野こどもクラブ運営事業者の選定について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

令和2年度からの北上野こどもクラブ運営事業者の選定を行います。

項番1、施設名称、所在地です。施設名称は北上野こどもクラブ。所在地は資料のとおりで、駒形中学校内にございます。事業内容はご覧のとおりでございます。

項番2、現行の運営事業者でございますが、社会福祉法人台東区社会福祉事業団でございます。

項番3、委託期間は、令和2年4月1日から、令和3年3月31日までの1年間でございます。運営状況等に問題がなければ、委託期間終了後に、その事業者との契約の更新をいたします。

項番4、選定方法でございます。プロポーザル方式により選定を行います。公募期間は、本年6月中旬から7月中旬、審査期間につきましては7月中旬から8月中旬の予定でございます。選定は、書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングにて実施いたします。

裏面、2ページ目をご覧ください。項番5、今後のスケジュールでございます。6月の区議会第2回定例会子育て若者支援特別委員会で報告後、保護者等への周知、7月から8月にかけて事業者選定を行い、9月の区議会定例会の委員会で事業者決定の報告、令和2年4月に新事業者による運営を開始いたします。

運営事業者の決定までにつきましては、本委員会に適宜報告をいたします。

説明は以上です。

続きまして、東京都台東区立児童館の指定管理者の選定について、ご説明いたします。
資料4をご覧ください。

本件は本年度末で指定期間が満了となります、台東区立児童館8館の令和2年度以降の指定管理者の選定を実施することについてでございます。

項番1、対象施設、所在地でございます。資料の表のとおり、対象施設は、区立児童館8館でございます、所在地、施設内容はご覧のとおりでございます。

項番2、現行の指定管理者でございますが、社会福祉法人台東区社会福祉事業団でございます。8館を一括して指定しております。

項番3、次期指定期間でございます。令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

項番4、次期指定管理者の選定についてでございます。(1)選定方法でございます。本件につきましては、「台東区指定管理者制度運用指針」3の(2)及び(4)を適用し、対象施設を一括指定して、現行の指定管理者を公募によらず選定いたします。

運用指針の抜粋を資料に添付しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

資料の裏面2ページ目をご覧ください。(2)公募によらず選定する理由でございます。児童館が遊び及び生活を通じて児童を健全に育成するためには、保護者をはじめとする地域や関係機関と信頼関係を継続し、安定的かつ継続的に事業を運営する必要がございます。加えて、現行の指定管理者は地域の子育て支援の担い手として区の政策の補完機能を果たしていることから、公募によらず選定をいたします。また、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、現在と同様に8館同一の指定管理者といたします。(3)選定手続きでございます。指定管理者再選定審査会を設置いたしまして、事業計画書等に基づき、管理水準やサービス向上への取組みなど、指定管理者としての適性を判定いたします。審査会の構成、審査基準につきましては、資料のとおりでございます。

項番5、今後のスケジュールでございます。資料には少し抜け落ちてしまっておりますが、明日の政策会議にかけさせていただきます、その後、区議会委員会での報告。その後、本年10月・11月に審査会を開催し、指定管理者候補者を決定し、12月の区議会第4回定例会にて、指定管理者指定の議決をいただきます。そして、来年の4月、指定管理者との協定を締結し、指定管理業務を開始することとなります。

ご説明は以上でございます。ご協議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは放課後対策担当のウについて、北上野こどもクラブの事業者選定について。

垣内委員 初歩的な質問で恐縮ですけど、資料3のこどもクラブは、指定管理ではない、業務委託で、資料4の児童館は指定管理で、これは何か理由があるのでしょうか。

放課後対策担当課長 指定管理につきましては、公の施設に関して、指定管理という制

度を適用するものでございまして、児童館につきましては、指定管理者ということになっております。こどもクラブについては、事業委託。こどもクラブは事業ということで実施しておるものでございますので、運営事業の委託ということで区別がされているものでございます。

垣内委員 こどもクラブは、公の施設じゃないということですね。

矢下教育長 そういうことです。

垣内委員 クラブだからですね。

高森委員 私も基本的な質問ですが、資料3の北上野こどもクラブの対象は、児童となっておりますが、これは小学校の児童を指すのだと思うのですけれども、児童館で定めるところの児童とは、児童福祉法では、どのように定義をされていますでしょうか。

放課後対策担当課長 児童館の対象といたしましては、0歳から18歳の者までということになっておりまして、年齢幅が広がっております。

(なし)

矢下教育長 次に、放課後対策担当の工について、何かご質問は。児童館の指定管理者について。

(なし)

矢下教育長 それでは、放課後対策担当のウ及び工については、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 児童保育課 イ

矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

はじめに、児童保育課のイについて、児童保育課長、報告をお願いします。

児童保育課長 それでは、児童保育課のイ、平成31年4月保育所等入所状況について、ご報告をいたします。資料7をご覧ください。

今年度4月1日現在の入所状況が確定いたしましたので、ご報告いたします。まず、項番1、認可保育所でございます。区立11園、私立25園でございます。一番下の合計欄(A)をご覧ください。全体で、2,708人で、前年と比較しまして222人の増となっております。これは、私立保育園の、マリー保育園浅草、クオリスキッズ浅草橋保育園、さくらさくみらい入谷、えがおの森保育園・あさくさ、こどもヶ丘保育園根岸園の新規開設によるものでございます。

2ページをご覧ください。項番2、こども園でございます。区立3園と私立2園で、こちらは長時間保育児の人数でございます。合計欄(B)をご覧ください。393人で、前年と比較して5人の増となっております。

次に、項番3、地域型保育事業でございます。こちらは、0歳から2歳児を19人まで預かることができる、区が認可する事業でございます。小規模保育所については、私立13施設で217人、事業所内については、私立2施設で22人、家庭的保育については、私立6施設で23人となりました。合計欄(C)をご覧ください。地域型保育事業全体では、262人となっており、前年比55人の増となりました、これは、小規模保育所の、フレンドキッズランド三ノ輪園、シンシア保育園、みつな保育園の新規開設によるものでございます。

以上の1から3、までの認可の施設による入所者数の合計は、3,363人で、前年と比較して、282人の増となりました。

3ページをご覧ください。項番4、認可外保育でございます。こちらは、区が実施している家庭福祉員、緊急保育施設、定期利用保育室、それに、昨年12月から開始した、ベビーシッター利用支援事業による保育でございます。合計は128人で、前年と比較して16人の増でございます。これは主に、御徒町保育室の定員増などによるものでございます。

次に、項番5、認証保育所でございます。区内・区外合わせて、合計は242人で、前年と比較して、3人の減でございます。

以上、1から5の入所者数の合計は、3,733人で、前年と比較して、295人の増となっております。

また、参考として、区内にある企業主導型保育所に入所している区民の人数を掲載しております。

恐れ入ります。最後の4ページをご覧ください。項番6、町名別の保育所待機児童数でございます。町名別に年齢ごとの待機児童数を一覧で掲載しております。区前提では、右下をご覧くださいまして、待機児童数は79人でございます。

本区では、平成30年4月以降、先ほどの説明のとおり、認可保育所を5か所、小規模保育所を3か所開設し、受け入れ枠の拡大を図ってまいりました。結果として、待機児童数は、前年度と比較して、104人の減となっております。

報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 待機児童が約80名弱いると思うのですが、駒形・根岸・入谷・松が谷といった、言問通り沿線が多いかなという気がします。

それぞれの保育施設の収容人数がわかるような一覧があって、どこの園に空きがあるかということがわかればいいかなと思うのですが、とりあえず空きがないような状況なのでしょうか。

児童保育課長 定員数につきましては、4月の報告資料に記載しております。来年以降、資料の作り方についてはまた検討させていただきます。

実際、その空き状況についてですが、0歳児につきましては、特に区の北部地域においては、空きがまだある園がございます。ただ、1歳・2歳・3歳のところにつきましては、ほぼ埋まっているような状況はございます。

末廣委員 今年度もいろいろと増やす努力をなさると思いますが、令和2年の4月時に、この待機児童はゼロになる可能性はあるんですか。

児童保育課長 保育が、就学前児童の増加とともに、保育園に申し込む方の割合も今、増えている状況で、整備はしているところなんですけれども、まだそこは、来年度の動向を見ないと何とも言えません。

末廣委員 台東区に転入する家庭といますか、あるいはそのお子さんたちがまた増える可能性はあるのでしょうか。

児童保育課長 人口推計を平成29年に本区でも実施したのですが、全体の人口もまだ当面伸びていくとなっています。就学前の児童の人口についても、その推計では、令和4年までは、0から5歳児が伸びていくという推計が出ております。

高森委員 台東区の教育委員会もよく頑張っていると思うのは、例えば認可が全体で3,000人を超えている中、増が約300人くらいいたわけですよ、28年度は。10%の定員の確保をしたということで、大変なご苦労があったかと思います。収容人数が多くなったということは施設が多くなったということですよ。今後また、これからどれくらいコストにこの収用人数を増やしていけるかというのは非常に問題なのかなと思うのですが、当然、次世代の子供の人数の増減に合わせながら調整していくのしょうけれども、このまま行って、もし台東区で子育てしやすい環境が広まっていくとすると、他区からも移ってくるようなことも心配されると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

児童保育課長 今後の施設整備につきましては、今年度、令和2年度から5年間の次世代支援育成計画、今年度改定をするのでございまして、その中で、今後5年間の需要を見定めて実施していくということになるかと思っておりますけれども、現状では人口の増については、先ほど申し上げた人口推計を活用するということになっていくことになるかと思っておりますので、またその状況を踏まえて、それでさらに転入世帯が入ってくるのかどうかはちょっと、今後その状況は見定めていきたいというところでございます。現時点でどれくらいかというのは、ちょっとはっきりとはわからない状況です。

高森委員 ちなみに、周辺区の様子はいかがでしょう。

児童保育課長 待機児童数については、どこの区も現在集計を行ってやっている状況でございます。そんな中でも、23区の中で既に待機児童ゼロだというふうに、現段階で既に公表している区は何区かある状況でございます。

高森委員 3ページ目の認証保育所のところで、区外とありますけれども、これは、区外の認証保育所を利用している台東区民ということですか。

児童保育課長 おっしゃるとおりでございます。

高森委員 区をまたいできている保護者も随分いるようなので、台東区のほうに他区から来ているのはどのくらいいるのかなというのが、もしわかればと思ひまして質問しました。

児童保育課長 すみません。ちょっと今手元にございません。

高森委員 調べてはいらっしゃいますか。

児童保育課長 はい。数は確認できております。

樋口委員 新規住宅がどれだけ、新規マンションがどれだけ建つかで大きく変わってきますね。

高森委員 要は台東区内だけ見てもだめだということですね。

樋口委員 そうですね。それに不忍池の周辺のように、大規模住宅がどれだけ建つかによって変わってきますよね。それを見ながらですね。

児童保育課長 前回、平成29年に実施しました子ども・子育て支援計画の中間改定ときは、今までの人口推計と、実際の人口の動向を見て、そこにも若干乖離があったので見直しをしたという経緯もあります。今後そこは、引き続き実際の人口の伸びと人口推計との差については、こちらとしても動向は見ていきたいと考えております。

高森委員 特に、区をまたいで勤務した場合には、台東区の周辺の、区外の住宅の状況も、本当は調べないといけないのかなという気がします。

児童保育課長 基本的には、在住者が、在勤でも申し込むことは可能なのですが、かなり、在住に比べると入所は難しい状況になるので、保育園の場合は、あまり近隣とまたがって、認証は自由契約でございますので、そこは民民の契約なんですけど、認可保育所は、あまり区をまたがってということは、計画の中では想定はしていません。

高森委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、児童保育課のイについては、報告どおり了承願います。

(3) 放課後対策担当 ウ

矢下教育長 次に、放課後対策担当のウについて、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

放課後対策担当課長 それでは、平成31年4月放課後対策事業の利用状況について、ご報告をいたします。資料8をご覧ください。

項番1、こどもクラブ利用状況でございます。表の一番下の合計欄をご覧ください。本年4月1日現在のこどもクラブの利用者数は、定員1,415名に対し、1,275名です。利用者数は、昨年度と比べ、136名増えております。待機児童数は69名で、前年度より10名増加しておりますが、全体の定員は1,415名でございます。利用者及び待機児童数の合計を超える数は確保されてございます。学校や自宅近くのクラブを希望する児童が多いため、待機児童が発生している状況でございます。

障害等、配慮を要するお子様につきましては、審査において優先をしております。利用申請のあった39名全員をお預かりしている状況でございます。

それでは、資料裏面、2ページをご覧ください。項番2、放課後子供教室の登録状況でこ

ざいます。千束小学校は全児童の86.0%の197名の登録、石浜小学校は、60.6%の152名、大正小学校は、54.0%の214名が登録しております。

今年度4月に事業を開始いたしました忍岡小学校と蔵前小学校では、忍岡小学校が73.3%、231名、蔵前小学校が、58.5%の325名が登録をしております。

なお、本事業につきましては、1年生が入学後に登録するケースが多いため、4月末日現在の数字を記載しております。

項番3、今後の放課後対策事業についてでございます。千束小学校放課後子供教室の実施から10年が経過しており、こどもクラブの状況なども変化してきております。平成29年に「台東区放課後対策の方針」を策定いたしました。この方針に基づきまして、今後こどもクラブの利用者数の推移を見定めながら定員等の見直しを検討していくこととなっております。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 表面1ページ目ですが、去年のこどもクラブの利用状況と比べて、待機児童数が大幅に減った地域、あるいはこどもクラブというのは、どこでしょうか。

放課後対策担当課長 蔵前小学校の中に蔵前こどもクラブが新設されたため、寿こどもクラブにつきましては、大きく数が減少しております。前年度から減っているところですが、下谷クラブが、竜泉を定員拡大したため、9名いたところが、現在待機がなくなっております。北上野こどもクラブは、松が谷児童館・松が谷こどもクラブのほうで改修工事がありましたため、北上野こどもクラブでその受け皿をしておったんですが、その分が減ったこと、松が谷こどもクラブが再開したことによって、待機が減ったところ。それから、台東入谷が4名あったところが、待機がなくなったところ。主にそういったところがございました。

高森委員 待機児童が増えた場所はございますか。

放課後対策担当課長 浅草橋こどもクラブが、台東育英小学校の児童が増えたことですか、昨年蔵前小学校が仮移転していたところで、浅草橋こどもクラブが定員を拡大していたのですが、蔵前小学校が新たに改修工事が終わって戻られたので、定員がその分減ったことにより、増えてしまっているということ、それから、谷中こどもクラブが、やはり保護者の方の就労が増えているような状況があるようでして、14名増えているような状況でございます。

高森委員 浅草橋や竜泉は、増えたというよりも、これは昨年度とほぼ同じくらいの待機児童数ということになるのでしょうか。

放課後対策担当課長 浅草橋につきましては、10名だったのが17名となっております。竜泉は、30年度が0名だったところが、増えたところでございます。

樋口委員 放課後子供教室及びそのこどもクラブにこうやって参加してくれている子供たちについては、一応放課後の活動について、一応把握できているわけですが、ここに

いわゆる積極的に放課後時間を使っている子供は問題ないんですが、いわゆる、そのすき間にある子供が問題だと思うんですね。ですから、こどもクラブ及び放課後子供教室に来ていない子供たちの生活もやっぱりちょっと把握をしていただけますか。何等かのケアをしていかなきゃいけないと思うんですね。

放課後対策担当課長 放課後対策担当のほうで、こどもクラブであったり、放課後子供教室などもやっておるのですが、児童館に通われているお子さん、それから習い事をされているお子さんと、さまざまなケースがあると思います。

次世代育成支援の計画のほうで、アンケートなども取っておりますので、そういったような結果などを見て、いろいろな個々のご家庭の状況などを把握していきたいと思います。

高森委員 多分、樋口先生がご心配されていることは、台東区には、家庭で子供を見守られているケースもあるというふうに思いますから、必ずしもこどもクラブに全員行かなくても大丈夫なのですが、それでもやはり居場所がない子供たちが若干いるかもしれないという懸念だと思うんですね。そういったところはケアが必要かなというようなことなのだと思います。

放課後対策担当課長 放課後子供教室のほうについては、小学校の児童、放課後子供教室をやっている小学校につきましては、全児童のほうにどういった過ごし方をしているのかというアンケートを取っておりますので、そういったところからもそれぞれの放課後の過ごし方というのは、ある程度推察される、見ていくことができるかと思います。そういったものを通して、今後も見していきたいと思います。

高森委員 特に心配なのは、先ほど言っていた、待機児童が出ているこどもクラブです。例えば谷中で言えば、14名はどうしているのかとか、浅草橋の17名、竜泉の12名はどうしているかということの追跡はしておく必要があるかなという気はするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

放課後対策担当課長 例えば、谷中のほうでございますと、児童館のほうでランドセル来館などで来ていただいている方ともおりますので、そういった形で、それぞれ状況を把握できるものについては把握をして行きたいと思います。

高森委員 特に受け皿が大事ですから。

垣内委員 玉姫はすごく一人当たりの指導員の数が多いかなという感じがするんですけど、これとか、寿とか蔵前がオープンしたので利用者が減ったという話ですけど、こういう需要が停止した場合は、定員の見直しをするというのは想定されているんでしょうか。それとも、例えば、何年間か経年で見て、どこかで改定していくという考えなんですか。

放課後対策担当課長 定員に対する利用者の数もそうですし、減っているところは見ていけないといけないのかなと思います。また、あと、放課後子供教室をして行く中で、需要が落ち着いているところにつきましては、こどもクラブの育成環境としては、余裕を持った構成としたい場合に、1人当たりの面積が広がるように定員見直しをしたりですとか、

そういったことも考えられるかなと思います。寿こどもクラブなどにつきましても、蔵前が始まってみて、これだけ利用者数が減っているところもありますので、いろいろな状況を見ながら全体を見て定員などについても見直しなどを考えて行きたいと思っています。

高森委員 概算でいいのですけれども、例えば1年生・2年生当たりでは、各学校ごとにこのこどもクラブを利用している児童数は何割くらいいるかとか、そういったことも調べてありますでしょうか。

放課後対策担当課長 細かい数字は、今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、放課後対策担当のウについては、報告どおり了承願います。

(4) 中央図書館 エ

矢下教育長 つぎに、中央図書館のエについて、中央図書館長、報告をお願いします。

中央図書館長 それでは、台東区子ども読書活動推進計画(第四期)の策定について、ご報告申し上げます。資料9番でございます。

項番1、策定の趣旨でございます。本件は後にご説明いたします、関連法の施行に伴いまして、子ども読書活動を推進するため、平成17年に5か年の計画を策定したものでございまして、これまでも家庭・地域・関係機関などと連携し、取り組みを進めてまいったところでございます。その後も第2期・第3期として、引き続き5か年の計画を策定してまいりましたが、この度、第3期計画の期間が、今年度末で終了することから、引き続き第4期計画を策定するものでございます。

項番2、計画の位置づけでございます。はじめに(1)法的な位置づけでございますが、平成13年に施行されました、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、区市町村での策定が努力義務とされておりますものでございます。(2)国・都の計画との関係でございます。それぞれ、直近の国の第四次計画及び、東京都の第三次計画を踏まえまして、区の実情に即した計画といたします。続いて(3)、区の上位計画等との関係でございます。現在策定中の学校教育ビジョン、また、平成11年に策定いたしました生涯学習推進指針に基づき、区の長期総合計画などとの整合を図りながら、昨年策定いたしました、台東区立図書館取組方針を踏まえた計画といたします。

続きまして、項番3、検討体制でございます。検討委員会等を設置し、現計画の状況を踏まえ、庁内委員による検討をしてまいりますほか、昨年設置いたしました意見交換会の中で、学識経験者や公募区民の方々からも意見を伺ってまいります。

最後に項番4、今後のスケジュールでございます。5月に検討委員会を設置し、今後検討してまいります。その後、本年11月の本委員会及び区議会第4回定例会の中で中間のまとめをご報告した後、パブリックコメントを経まして、来年当初の本委員会及び区議会へ最

終案をご報告する予定でございます。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまのご報告につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、中央図書館の工については、報告どおり了承願います。

3 その他

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

樋口委員 2点あります。1点は、スマホの利用と学力の関係について、東北大学の教授の最終的な報告ですと、スマホをやる人とやらない人の子供の学力が大幅に違うと。スマホを使う子供たちの学力は本当に劣ってるということです。おもしろい話が、全く勉強しない子供と、2時間勉強して2時間スマホをやる人の点数ですけど、全く勉強しない方の子供のほうが点数が高いという。だから、スマホが勉強を消すという話なんです。非常に興味深い内容ですので、ネットにも載っておりますので見てほしいと思います

2つ目は、台東区の寿の、松下徽章というカップ屋さんのほめカフェという新しい事業で、とにかく子供をほめてほめて育てようという話です。ちょっとそこもチェックをしていただきたいと思います。

教育改革担当課長 今、樋口先生のおっしゃった、松下徽章様でございますが、改革のほうでやっております学びのキャンパスプランのほうに、既にもう連携をしていただいております。利用いただいている学校はございます。ほめるというところで、マイカップみたいなトロフィーをつくってほめるというところはやっております。

樋口委員 ここは、いい活動だと思いますので。ありがとうございます。

放課後対策担当課長 先ほどご質問がありました、1年生が全体でどのくらいの割合が利用しているかということですが、1年生につきましては1,127名のうち、450名が利用されていますので、36%。2年生は、1,156名のうち、360名の利用で、31%です。

高森委員 それは、利用者数に対する割合でしょうか。

放課後対策担当課長 全児童の中で利用している数の割合がということでございます。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時09分 閉会